



広島県男女共同参画基本計画(第3次)

いっしょに あした創り

【表紙】 男女が互いの違いを認め合い、その個性と能力を十分に発揮して、社会のあらゆる分野において、共に参画し、責任も分かちあえる男女共同参画社会の姿をイメージしたものです。手を取り合うことで、心温かい「あした」を創ることができるということを、ハートマークをモチーフに表現しました。

男女共同参画社会の実現に向けて ～いっしょに あした創り～

男女共同参画社会とは、男女が互いの違いを認め合い、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる社会です。

少子高齢化による労働力人口の減少が進んでいる中、経済社会を活性化し、活力と魅力あふれる広島県づくりを進めるためには、男女共同参画を推進し、女性をはじめとする多様な人材が、その能力を十分に発揮していくことが、必要不可欠と考えております。

こうしたことから、「広島県男女共同参画基本計画(第3次)」においては、男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、働きたい人が安心して働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立にむけた環境の整備や多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備を進めることとしております。

これらの取組を通じて、性別等にかかわらず、全ての県民が活躍でき、多様性に富んだ活力ある社会の実現に一步でも近づけたいと考えております。

男女共同参画社会の実現は、県の取組だけでできるものではなく、市町、事業者そして県民の皆様一人ひとりがその大切さや必要性を理解し、それぞれが主体的に取組を進めていくことが何より重要です。

今後も、県、市町、事業者、そして県民が一体となって、だれにとっても望ましい男女共同参画社会を実現していきましょう。



平成 23(2011)年3月

広島県知事

湯崎英彦

《計画の位置付け》

この計画は、「広島県男女共同参画推進条例」及び「男女共同参画社会基本法」に基づくものであり、県の男女共同参画に関する施策を総合的に推進するための基本となるものです。

策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴くことが条例で規定されていることから、計画に盛り込むべき事項について、審議会に諮問しました。

審議会では、これまでの取組の検証や新たな課題等について検討が行われるとともに、より幅広い観点から審議を行い、答申に生かすために、県に実施を期待する施策などについて、県民の皆さまからの意見を募集し、寄せられた多くの御意見を参考にしながら、計画に盛り込むべき事項についての答申をまとめました。

この答申の内容を反映させるとともに、国の第3次男女共同参画基本計画を勘案して、計画を策定しました。

条例第7条（基本計画）

知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画を定めるものとする。

基本法第14条（都道府県男女共同参画計画等）

都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画を定めなければならない。

《推進期間》

この計画の具体的施策の推進期間は、国の第3次男女共同参画基本計画との整合性を図り、平成23(2011)年度から平成27(2015)年度までとします。

参考 広島県の男女共同参画基本計画

第1次 平成15(2003)～17(2005)年度

第2次 平成18(2006)～22(2010)年度

《推進体制》

- 各部局が連携を密にし、計画を着実に推進します。
- 計画の推進状況を把握するため、施策に関連する「目標値」を設定します。

「総括目標」

男女共同参画社会の実現に向けた推進状況を把握するのに最も適当な指標として定めたもの

「個別目標」

施策目標に関連する指標の目標値を定めたもの

「参考とする指標」

施策の推進状況を多面的に検証するため定めたもの

- 男女共同参画社会の実現に向け、県民と事業者の理解と協力のもとに、市町と連携し、施策の推進を図ります。

目次

第1章

県がめざす男女共同参画社会

5

- 1 県がめざす男女共同参画社会6
- 2 広島県男女共同参画推進条例8
- 3 基本的な視点8
- 4 重点的に取り組む項目8

第2章

施策の体系《平成23(2011)~27(2015)年度》

9

- 1 施策の体系10

第3章

基本となる施策の方向と具体的施策

13

環境づくり

14

- 現状と課題14
- 基本となる施策の方向15
 - 1 働く場における男女共同参画の推進15
 - 2 地域社会活動における男女共同参画の推進21
 - 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備23

人づくり

25

- 現状と課題25
- 基本となる施策の方向26
 - 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実26
 - 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実28
 - 3 家庭における男女共同参画の推進30

安心づくり

32

- 現状と課題32
- 基本となる施策の方向33
 - 1 生涯を通じた健康と自立の支援33
 - 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進36
 - 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進38

資料編

39

- 1 施策に関連する「目標値」一覧40
- 2 これまでの県の取組42
- 3 男女共同参画社会基本法44
- 4 国の第3次男女共同参画基本計画の概要48
- 5 広島県男女共同参画推進条例・審議会委員50
- 6 男女共同参画に関する国内外の動き53
- 7 用語索引56



第1章

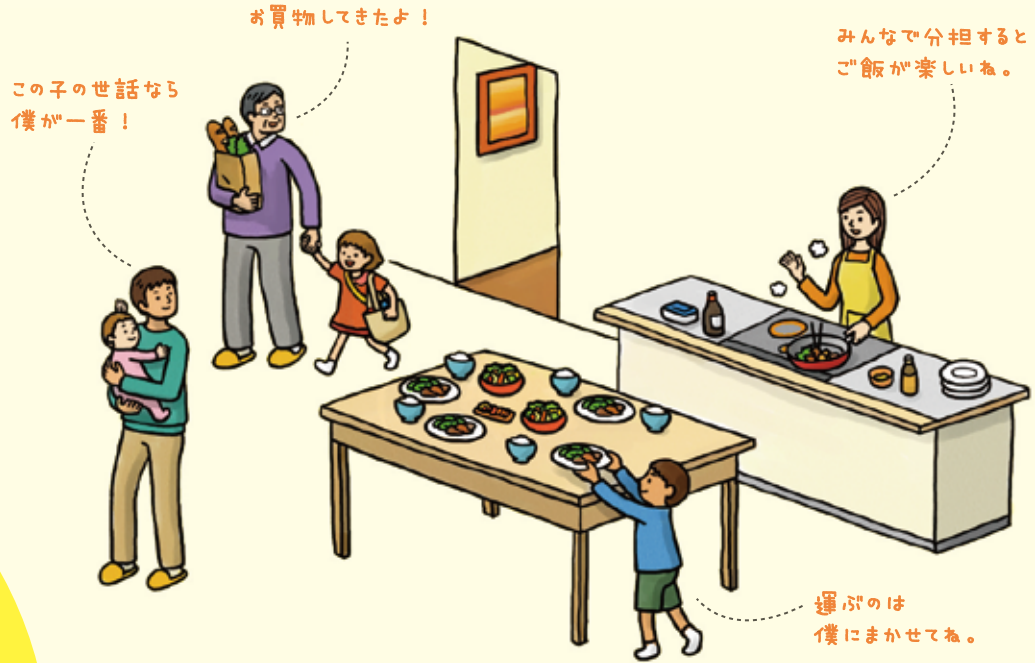
県がめざす男女共同参画社会

1 県がめざす男女共同参画社会	6
2 広島県男女共同参画推進条例	8
3 基本的な視点	8
4 重点的に取り組む項目	8



家庭では

- 家族が互いに尊重し協力し合って、家事や子育て、家庭教育や介護などを行っています。



画社会とは～

い、互いに人権を尊重しながら、を十分に発揮し、において共に参画し、とのできる社会です。
推進条例 前文より～

目標

位」が平等だと感じる人の割合

平成27(2015)年度

現況値からの増加

の数値は、県政世論調査

地域社会では

- 地域社会全体で子育てや介護を支援できる体制が整備されるなど、だれもが自立し安心して暮らすことができるまちづくりが推進されています。
- 様々な分野における政策・方針の立案及び決定過程に男女が共に積極的に参画しています。
- 男女共同参画に関する様々な学習の機会が確保されています。



2 広島県男女共同参画推進条例

男女共同参画を推進するための基本となる考え方を基本理念として示すとともに、県、県民、事業者の責務を明らかにしています。

五つの基本理念 (条例第3条)

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度又は慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画の機会の確保
- ④ 家庭生活における活動と他の活動の両立
- ⑤ 国際的協調

県民・事業者・県の責務 (条例第4条～第6条)

「県の責務」

男女共同参画の推進に関する施策を総合的に策定し、実施します。

また、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組みます。

「県民の責務」

家庭、学校、職場、地域などで、男女がお互いに協力して男女共同参画の推進に努めることが大切です。

また、男女間での暴力的行為や性的な言動による精神的苦痛を与える行為などにより男女の個人としての尊厳や人権を損なうことのないようにしなければなりません。

「事業者の責務」

事業活動を行うに当たっては、男女共同参画の推進に努めることが大切です。

3 基本的な視点

男女共同参画社会を実現するためには、男女共同参画を推進するための「しっかりとした環境を創る」、「実践する人を創る」、「私たちが安心して暮らすことができる社会を創る」という視点が重要です。

このため、「環境づくり」、「人づくり」、「安心づくり」という三つの視点から男女共同参画を推進するために取り組むべき施策を展開することとしました。

4 重点的に取り組む項目

- 少子高齢化による労働力人口の減少が進む中、経済社会の活性化のためには、男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、働きたい人が安心して働き続けることができるよう、「仕事と家庭の両立に向けた環境の整備」や、「多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備」に取り組みます。
- 様々な立場の人に男女共同参画の理解を深めてもらえるよう、多様な機会を通じた「男女共同参画に関する広報・啓発」に積極的に取り組みます。

第2章

施策の体系 《平成23(2011)～27(2015)年度》

施策の体系10



施策の体系

基本的な視点

基本となる施策の方向

環境づくり

しっかりとした環境を創る

- 1 働く場における男女共同参画の推進
- 2 地域社会活動における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

人づくり

実践する人を創る

- 1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実
- 2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実
- 3 家庭における男女共同参画の推進

安心づくり

私たちが安心して暮らす
ことができる社会を創る

- 1 生涯を通じた健康と自立の支援
- 2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

県の施策

- (1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備
- (2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備
- (3) 多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備
- (4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進
- (5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

- (1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進
- (2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

- (1) 県の推進体制の充実等
- (2) 広島県女性総合センター機能の充実・強化
- (3) 市町等との連携強化・取組支援

- (1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実
- (2) メディアにおける男女共同参画の推進

- (1) 男女共同参画を推進する教育の充実
- (2) 生涯を通じた学習機会の提供
- (3) 研修の充実・支援

- (1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実
- (2) 家庭教育・子育て支援の充実

- (1) 生涯を通じた健康対策の推進
- (2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

- (1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進
- (2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進

- (1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進
- (2) 情報の収集及び提供



第3章

基本となる施策の方向と具体的施策

環境づくり

14

現状と課題	14
基本となる施策の方向	15
1 働く場における男女共同参画の推進	15
2 地域社会活動における男女共同参画の推進	21
3 男女共同参画の推進に向けた体制の整備	23

人づくり

25

現状と課題	25
基本となる施策の方向	26
1 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実	26
2 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実	28
3 家庭における男女共同参画の推進	30

安心づくり

32

現状と課題	32
基本となる施策の方向	33
1 生涯を通じた健康と自立の支援	33
2 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進	36
3 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進	38

※「具体的施策」における部局名()内は、平成23年(2011)年4月1日の組織再編後の担当部局を表記しています。

環境づくり

現状と課題

就業は人々の生活の経済的基盤を形成するものであり、また、働くことは自己実現につながるものでもあることから、働きたい人が性別にかかわらずその能力を十分に発揮することができる環境づくりは、すべての県民が生きがいを持って暮らせる社会の実現という点からも極めて重要です。

雇用・労働条件や育児・介護の支援などに関する法律や制度は改善されてきていますが、正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準は約70であり、また女性管理職の登用率も低い状況にあることなどから、雇用機会や待遇などの面で、依然として男女間の格差が存在しています。

また、少子高齢化が進展する中で、男女が共に家族としての責任を担いながら、仕事と家庭を両立することが望まれています。妊娠・出産等を機に約6割の女性が離職するなど、安心して子どもを産み育て、働き続けることが難しい状況も見受けられます。

さらに、パートタイム労働などに見られる非正規雇用は、多様な就業ニーズに応えることで女性の能力発揮を促進するという側面もある一方、男性に比べて女性の非正規雇用の割合が高い現状においては、女性が生活上の困難に直面しやすい要因になっています。

このため、職場において、男女が対等な構成員としてその個性と能力を十分に発揮するとともに、仕事と家庭が両立できるよう、多様な働き方を可能とするための支援の充実や、男性を含めた働き方の見直しなど、環境を整えることが必要です。

農林水産業や商工業等の自営業においても、女性は生産や経営の担い手として、重要な役割を果たしていますが、方針決定過程への参画は十分ではありません。

このため、男女共同参画に向けた取組を推進するとともに、女性の起業や経営活動への参画に向けた環境を整備することが必要です。

社会の様々な分野での活動において男女共同参画を進めるためには、特に、政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画を進めることが不可欠です。

県や市町において審議会等^{*1}への女性の参画は、長期的には増加傾向にありますが、今後も引き続き、様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程へ男女が共に参画できるような環境を整備することが必要です。

地域の課題やニーズが多様化する中で、男女が共に地域社会への貢献を進めることにより、地域社会を豊かで活力あるものとしていくことが期待されています。

このため、男女が地域の様々な活動に目を向け、共に参画しやすい環境づくりを推進することが必要です。

男女共同参画に向けた取組を、効果的かつ的確に実施するため、県の推進体制や男女共同参画社会の実現に向けた活動拠点である広島県女性総合センターの機能を充実・強化させるとともに、県民と身近な関係にある市町やNPO^{*2}、ボランティア等との連携・協働を推進することが必要です。

基本となる施策の方向

① 働く場における男女共同参画の推進

(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備

県、市町、民間企業、各種団体など様々な職場において、男女が対等な構成員として、個性と能力を発揮しながら働くことができるよう、雇用環境の整備を図ります。

《具体的施策》

- ◎ 国・県・市町の連携により、労使を始め社会全体に、労働基準法^{*3}、男女雇用機会均等法^{*4}等の法令や働きやすい職場づくりについて、周知徹底を図り、男女が共に個性と能力を発揮しながら働くことができる職場環境の整備を促進します。(商工労働局)
- ◎ 女性の積極的登用を図るため、幅広い職務経験機会の付与や教育訓練の実施など積極的改善措置(ポジティブ・アクション)^{*5}を推進するよう啓発を行います。
また、啓発に当たっては具体的なモデルや成果の普及に努めます。(商工労働局)
- ◎ 自ら問題意識を持って、その人が持つ個性と能力をさらに職場で輝かせたいと思う女性の挑戦を支援します。(環境県民局)
- ◎ 県が率先して、平等取扱いと成績主義の原則に基づきながら、女性の管理職への登用を積極的に推進します。(総務局、人事委員会、教育委員会、警察本部)

《参考とする指標》

指標名	現況値	年度
雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合	女性43.3% 男性72.7%	平成19(2007)
正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準	72.5	平成22(2010)
女性管理職(課長相当職以上)を登用している県内事業所の割合	33.5%	平成22(2010)
県管理職(課長相当職以上)のうち女性の占める割合	5.7%	平成22(2010)
県内の小・中・高等学校、特別支援学校における管理職(校長、副校長・教頭)のうち女性の占める割合	校長23.0% 副校長・教頭24.3%	平成22(2010)

用語の解説

- ※1 **審議会等**: 地方自治法第138条の4第3項の規定により設置している附属機関。
- ※2 **NPO**: Non Profit Organizationの略で、一般的に「民間非営利組織」と訳されており、ボランティア活動などを通じて社会的な課題に取り組んでいる団体。このうち「NPO法人」とは、特定非営利活動促進法(NPO法)に基づき法人格を取得した団体をいう。
- ※3 **労働基準法**: 賃金、労働時間その他の労働条件についての均等待遇や男女同一賃金の原則等を規定し、昭和22(1947)年に施行。平成11(1999)年には、男女雇用機会均等法の改正に併せ、女性の職域拡大を図り、男女の均等な取扱いを一層促進する観点から、女性のみにも適用される保護規定(深夜業等の規制)が削除(母性保護等の規定は除く。)された。
- ※4 **男女雇用機会均等法(雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律)**: 雇用の分野において、男女の意欲・能力に応じた均等な機会や待遇を確保するため、昭和61(1986)年に施行。平成11(1999)年には、募集・採用、配置、昇進等における女性に対する差別の禁止などを盛り込んだ改正法が施行された。また、平成19(2007)年4月1日から、「性別による差別禁止の範囲の拡大」、「妊娠・出産等を理由とする不利益取扱いの禁止」などを盛り込んだ改正法が施行された。
- ※5 **積極的改善措置(ポジティブ・アクション)**: 男女間の参画の機会の格差を是正するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供すること。特に雇用の分野では、男女労働者の間に事実上生じている差がある場合、それを解消するために企業等が行う自主的かつ積極的な取組をいう。

(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備

男女が家庭や地域社会での生活を大切にしながら、自分の意思で働くことを選択した場合にその意思が尊重され、だれもが安心して働き続けることができるよう、仕事と家庭の両立に向けた環境の整備を図ります。

《具体的施策》

- ◎ 育児・介護休業法等^{*6}の周知徹底を図るとともに、特に中小企業の次世代育成支援対策推進法^{*7}に基づく一般事業主行動計画の策定・実施を促進します。(商工労働局)
- ◎ 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)に向けた環境の整備を推進するよう啓発を行います。特に、働き方の見直しを進めるため、事業主及び管理職に対して、多様な働き方(短時間勤務制度や在宅勤務制度など)の導入や、育児・介護休業等の取得促進など、働きやすい職場環境の整備を推進するよう啓発を行います。(商工労働局)
- ◎ 男女が共に安心して子育てや介護をしながら働き続けることができるよう、多様なニーズに対応した子育て支援・介護サービス等の充実を図ります。(健康福祉局, 商工労働局, 教育委員会)

〈個別目標〉

指標名	現況値	年度	目標値	年度
一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合	2.9%	平成21(2009)	6.0%	平成26(2014)
育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	60.5%	平成22(2010)	100%	平成27(2015)
男性の育児休業等促進宣言企業数	—	平成21(2009)	200企業	平成26(2014)
男性の育児休業取得率	1.2%	平成21(2009)	全国平均以上	平成24(2012)
県職員(男性)の育児休業取得率	8.8%	平成21(2009)	10.0%	平成24(2012)
ファミリー・サポート・センター実施か所数 ^{*8}	16か所	平成21(2009)	20か所	平成26(2014)
保育所待機児童数	113人	平成21(2009)	0人	平成26(2014)
延長保育 ^{*9} 実施か所数	386か所	平成21(2009)	468か所	平成26(2014)
病児・病後児保育実施か所数 ^{*10}	29か所	平成21(2009)	45か所	平成26(2014)
放課後児童クラブ ^{*11} 実施小学校区数	464小学校区	平成21(2009)	全小学校区	平成26(2014)

〈参考とする指標〉

指標名	現況値	年度
女性の労働力率 ^{※12} (30～34歳)	63.9%	平成17(2005)
年次有給休暇の1人当たりの取得日数	7.8日	平成22(2010)

用語の解説

- ※6 **育児・介護休業法**(育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律)：少子化対策の一環として、平成4(1992)年に施行された育児休業法に介護休業制度を導入して平成7(1995)年に制定、平成11(1999)年4月からすべての事業所を対象に施行。平成13(2001)年には休業の申出や取得を理由とする不利益取扱いの禁止、平成16(2004)年には育児・介護休業の対象労働者の拡大や子の看護休暇制度の創設、平成21(2009)年には子育て中の短時間勤務制度及び所定外労働の免除の義務化や子の看護休暇制度の拡充、父親の育児休業の取得促進などを盛り込んだ改正が行われた。
- ※7 **次世代育成支援対策推進法**：地方公共団体及び一定の事業主に対して、次世代育成支援対策(少子化対策)を平成17(2005)年度から10年間で集中的・総合的に推進するための事業主行動計画の策定を義務付けた法律。なお、平成20(2008)年の改正により、平成23(2011)年4月から、義務付けとなる企業規模が、常時雇用する労働者301人以上から101人以上に拡大することとされた。
- ※8 **ファミリー・サポート・センター**：サービスを提供したい者と受けたい者が会員となり、保育所への送迎や保育時間外の保育などを有償で行う相互援助組織。
- ※9 **延長保育**：保護者の勤務時間等を考慮し、通常の11時間保育の前後に30分以上延長して保育を行うこと。
- ※10 **病児・病後児保育**：病気中や回復期の児童を病院や保育所等の専用スペースで一時的に保育する病児・病後児対応と保育所保育中に体調不良となった場合、緊急に対応する体調不良児対応を行うこと。
- ※11 **放課後児童クラブ**：保護者が就労等により昼間家庭にいない主に小学校低学年の児童を対象に、放課後や長期休業期間などに児童館や学校の余裕教室、公民館等を利用して、適切な遊びや生活の場を与えて健全な育成を図るもの。
- ※12 **労働力率**：15歳以上人口に占める労働力人口の割合。
労働力人口とは、15歳以上人口のうち、就業者と完全失業者(求職中の者で、仕事があればすぐ就ける者)との合計をいう。

(3) 多様なライフスタイルを可能にする雇用環境の整備

男女がそれぞれのライフスタイル等に応じ、多様で柔軟な働き方を選択でき、また、それぞれの働き方に対応できる雇用環境を整備するとともに、育児や介護等を理由とした退職者の再就職を支援します。

《具体的施策》

- ◎ 国と連携し、事業主等に対して、パートタイム労働法^{※13}、労働者派遣法^{※14}等の周知を図り、パートタイム労働者や派遣労働者等の適正な処遇、労働条件の確保を推進します。
(商工労働局)
- ◎ 多様な就業ニーズに対応するため、在宅ワーク^{※15}等の就業支援情報の充実を図ります。
(商工労働局)
- ◎ 育児・介護休業等からの職場復帰者への支援や育児、介護等を理由とした退職者の再就職に向けた支援の充実を図ります。
(健康福祉局, 商工労働局)
- ◎ 働きやすい雇用環境づくりをめざして、雇用労働や子育て支援に関する情報提供の充実を図ります。
(商工労働局)

用語の解説

- ※13 **パートタイム労働法**(短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律):適正な労働条件の確保, その他の雇用管理の改善により, 短時間労働者の能力発揮と福祉を図るため, 平成5(1993)年に制定。平成19(2007)年に雇入れ時の労働条件明示の義務化や通常の労働者との均衡の取れた待遇の確保等を図る内容の改正が行われた。
- ※14 **労働者派遣法**(労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律):労働者派遣事業の適正な運営と派遣労働者の保護や雇用の安定を図るため, 昭和60(1985)年に制定。平成19(2007)年までに, 対象業務の原則自由化, 派遣労働者の権利保護, 派遣受入期間の延長や派遣対象業務の拡大などを盛り込んだ改正が行われた。
- ※15 **在宅ワーク**:情報通信機器を活用して, 請負契約に基づきサービスの提供等を行う在宅形態での働き方のこと。

(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進

生産組織等における方針決定過程への女性の参画を拡大するとともに、生産、経営、家庭生活に男女が共に参画できるよう環境の整備を図ります。

《具体的施策》

- ◎ 方針の立案及び決定過程への女性の参画を拡大するよう啓発を行います。
(商工労働局, 農林水産局)
- ◎ 男女が対等なパートナーとして、互いに協力して経営等に参画できるよう、市町や関係団体の取組を支援します。
(商工労働局, 農林水産局)

〈個別目標〉

指標名	現況値	年度	目標値	年度
農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数	農業委員会 8 農業協同組合 3	平成22(2010)	農業委員会, 農業協同組合とも0	平成27(2015)

(注) 農業委員^{*16}、農業協同組合役員を対象

〈参考とする指標〉

指標名	現況値	年度
家族経営協定 ^{*17} の締結数	97件	平成21(2009)

用語の解説

- ※16 **農業委員**: 農地等の利用関係の調整、自作農の創設維持その他農業全般にわたる問題の解決のために市町に設置されている農業委員会(行政委員会)における農業者を代表する委員。
- ※17 **家族経営協定**: 農業に従事する家族構成員が対等に経営参画するため、経営方針や報酬、労働時間や休日及び構成員の役割分担などを明記した協定。

(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備

生産や経営の主体となる女性の生産技術や経営管理能力の向上を図るとともに、経済的な自立を促進するよう環境を整備します。

《具体的施策》

- ◎ 技術・経営管理能力の向上を図るための取組を支援します。 (商工労働局, 農林水産局)
- ◎ 経営指導や経営相談を希望する者のニーズに適切に対応できるよう、指導員、相談員の養成や資質の向上を図るなど、指導・相談体制の充実を図ります。 (商工労働局, 農林水産局)
- ◎ 低利融資制度の運用により、起業や経営活動を支援します。 (商工労働局, 農林水産局)
- ◎ 集落法人^{※18}において、加工などを取り入れた農業経営の多角化・複合化等の「6次産業化」^{※19}を行うことで、経済的な自立を促進します。 (農林水産局)
- ◎ 女性が安全で快適に就業することができるよう、市町や農林漁業関係団体が整備する農林水産業施設のユニバーサルデザイン^{※20}化を働きかけます。 (農林水産局)

〈参考とする指標〉

指標名	現況値	年度
女性の参画により「6次産業化」等経営の多角化を進めている集落法人数	20法人	平成22(2010)

用語の解説

- ^{※18} **集落法人**: 集落(1～数集落)の農地の所有と利用を分離し、担い手となる農業法人に農地を集積することで、効率的・持続的な農業経営を行う法人。集落の住民で法人化を行う「集落ぐるみ型(全戸参加型)集落法人」や、農業参入企業や個別の農家が集落の農地を担って法人化を行う「担い手型集落法人」など様々なタイプがある。
- ^{※19} **6次産業化**: 農林水産業者と商工業者のお互いの「技術」や「ノウハウ」を持ち寄って、新しい商品やサービスの開発・提供、販路拡大等の取組を行うこと。
- ^{※20} **ユニバーサルデザイン**: 年齢や性別、身体的能力、国籍や文化など人々の様々な特性や違いを超えてすべての人が利用しやすい、すべての人に配慮したまちづくりやものづくり、しくみづくりを行うという考え方。

② 地域社会活動における男女共同参画の推進

(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進

政策・方針の立案や決定過程への男女共同参画を促進するため、県が率先して審議会等委員として積極的に女性を登用するとともに、様々な分野で方針の立案及び決定過程に男女が共に参画できるよう啓発や人材養成を行います。

《具体的施策》

- ◎ 様々な分野で政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画に向けた積極的な取組を推進するよう啓発を行います。(環境県民局, 全部局)
- ◎ 県の行政委員会及び審議会等の委員として、積極的に女性を登用するよう努めます。(総務局, 全部局)
- ◎ 市町の行政委員会及び審議会等の委員など、政策・方針の立案及び決定過程への女性の参画が促進されるよう働きかけを行います。(環境県民局)
- ◎ 政策・方針の立案及び決定過程に参画できる人材の育成や情報提供などの支援策の充実を図ります。(環境県民局)

《個別目標》

指標名	現況値	年度	目標値	年度
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (全審議会)	28.7%	平成22(2010)	30.0%	平成27(2015)
県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合 (法令等により構成員の職務分野が指定されている 5審議会を除く。)	34.9%	平成22(2010)	37.5%	平成27(2015)
エソールひろしま大学 ^{*21} (専科)修了生累計	52人	平成22(2010)	166人	平成27(2015)

(注) 5審議会とは、広島県交通安全対策会議、広島県防災会議、広島県石油コンビナート等防災本部、広島県地方港湾審議会、広島県国民保護協議会をいう。

《参考とする指標》

指標名	現況値	年度
県,市町の議員数(女性)	県 3人 市町48人	平成22(2010)年 12月末日
自治会長に占める女性の割合	5.6%	平成22(2010)

用語の解説

- ^{*21} エソールひろしま大学:男女共同参画社会づくりを担う人材を養成するため、(財)広島県女性会議が実施する事業の一つ。学習目的に応じて、選択可能な三つの講座(「基礎」、「応用」、「専科」)があり、「専科」は地域活動や政策決定場面での実践力を養成する講座。

(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進

豊かで暮らしやすい地域社会を築くため、男女が共に地域社会の様々な活動に積極的に参画し、男女共同参画社会づくりに向けて取り組むことができるよう環境を整備します。

《具体的施策》

- ◎ 地域づくりを担うボランティア、NPO、住民自治組織^{※22}等の活動を推進するため、情報提供や相談支援体制の充実を図ります。 (環境県民局, 全部局)
- ◎ 男女の地域づくりへの参画を推進するため、具体的なモデルや成果など、積極的な情報提供を行います。 (環境県民局)
- ◎ 地域における方針決定過程への女性の参画を促進するよう、啓発を行います。 (環境県民局)

〈参考とする指標〉

指標名	現況値	年度
NPO法人数(人口10万人当たり)	21.0法人	平成21(2009)

用語の解説

- ^{※22} 住民自治組織: 行政と協働・連携しながら住民が主体的に地域づくり活動に取り組む住民組織。

③ 男女共同参画の推進に向けた体制の整備

(1) 県の推進体制の充実等

男女共同参画社会の実現に向けて、県が率先して男女共同参画に関する施策を総合的・効果的に推進するための体制を充実・強化します。

《具体的施策》

- ◎ 各部局が連携を密にし、男女共同参画社会の実現に向けて積極的かつ総合的に施策を推進します。
(環境県民局, 全部局)
- ◎ 施策の推進に当たっては、関連する目標値を掲げ、その達成に努めます。
(全部局)
- ◎ 男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を実施します。
(環境県民局)

(2) 広島県女性総合センター^{※23} 機能の充実・強化

男女共同参画社会の実現をめざす中核的拠点として、情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援等の各種事業の充実に努めるとともに、その機能強化を図ります。

《具体的施策》

- ◎ 男女共同参画社会づくりの中核的拠点施設として、情報・研修・相談・交流・チャレンジ支援の各種事業を一層充実させるとともに、新たなニーズに対応した先駆的な事業にも積極的に取り組んでいきます。
(環境県民局)
- ◎ NPO、大学、企業等と連携・協働した男女共同参画の取組を推進します。
(環境県民局)
- ◎ 県内市町男女共同参画センターとの連携を深め、幅広い取組を推進するため、県立のセンターとしてのコーディネート機能を充実・強化します。
(環境県民局)

用語の解説

- ^{※23} 広島県女性総合センター：男女共同参画を促進するための拠点施設として平成元(1989)年に設置された。(財)広島県女性会議により運営されており、情報・研修・相談・支援・チャレンジ支援の5部門を柱とする各種事業が行われている。

(3) 市町等との連携強化・取組支援

県内各地域で男女共同参画に関する取組が推進されるよう、市町等との連携を強化し、情報提供や取組支援を行います。

また、県内のNGO^{※24}、NPO、ボランティア等が男女共同参画の推進のために実施する主体的な取組を支援します。

《具体的施策》

- ◎ 男女共同参画を取り巻く状況や先進的取組事例などを市町に対して積極的に情報提供し、地域における男女共同参画推進を支援します。(環境県民局)
- ◎ NGO、NPO、ボランティアに活動交流場所の提供などを行うとともに、これらの団体と連携・協働して男女共同参画社会の実現を目指します。(環境県民局)

〈個別目標〉

指標名	現況値	年度	目標値	年度
男女共同参画計画を策定した市町数	20市町	平成22(2010)	県内全市町	平成27(2015)

用語の解説

- ※24 NGO：非政府組織又は民間援助団体(Non-governmental Organization)。国際貢献を行う非政府・非営利の組織。

人づくり

現状と課題

男女が、家庭、学校、職場、地域など社会の様々な分野で、お互いに協力して男女共同参画を推進するためには、男女共同参画についての理解が深まる必要があります。

平成 20 (2008) 年に実施した県政世論調査によると、「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方へ「賛成」と回答した割合は約半数となっています。

男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任を分かち合うことのできる男女共同参画社会づくりを進めていくためには、今後も、広報・啓発を継続的かつ着実に行うことが必要です。

また、様々な分野で男女が責任を分かち合い、互いに協力をすることのできる男女共同参画社会は、女性だけでなく、男性にとっても仕事と生活が調和した活気のある暮らしやすい社会であることについて、特に男性や若い世代の理解を深めるための広報・啓発を行うことが必要です。

インターネット等を利用した新たなサービスが次々に生まれ、メディアが多様化する中、女性や子どもの人権を侵害するような違法・有害情報の流通が社会問題となっており、様々な媒体によってもたらされる情報が社会に与える影響は、更に拡大することが予想されます。

このため、インターネット上での人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向けた普及啓発や、様々な情報を主体的に収集、判断、発信等ができる能力を身に付けることができるよう支援することが必要です。

男女共同参画の意識を育むためには、家庭、学校、地域における教育や学習の果たす役割が重要です。

このため、男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、教育や学習機会の充実を図るとともに、職場においても、男女共同参画を推進するための研修等の充実が必要です。

少子高齢化の進展や家族形態の多様化が進む中で、男女が共に家事や育児、介護といった家族としての責任を担うことが求められます。

しかし、男性の家事や育児、介護等にかかわる時間が少なく、依然として女性が主に家事や育児、介護等を負担しているという実態があります。

このため、家族を構成する男女がお互いに協力し合って、豊かな家庭生活を築きながら、共に社会に参画できるよう、特に男性を対象とした学習機会の提供を行うことが必要です。

基本となる施策の方向

① 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実

(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実

男女共同参画の推進に向け、県民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、多様な機会を通じ、広報・啓発を行います。

《具体的施策》

- ◎ 多様な機会や情報手段により、様々な立場の県民が男女共同参画に関する理解が深められる広報・啓発を行います。
(環境県民局)
- ◎ 男女共同参画は男性にとっても女性にとっても意義のある取組であることから、男性や若い世代にも対応した男女共同参画の理解を深める広報・啓発を行います。
(環境県民局)
- ◎ 多様な働き方を可能とするための様々な支援などを積極的に広報することにより、働く場や地域社会活動における男女共同参画の推進に向けた機運を高めます。
(環境県民局, 商工労働局)

〈個別目標〉

指標名	現況値	年度	目標値	年度
エソールひろしま大学(基礎講座)男性受講生の割合	10%	平成22(2010)	20%	平成27(2015)

〈参考とする指標〉

指標名	現況値	年度
県政世論調査で「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」と回答した人の割合	女性 41.6% 男性 55.0%	平成20(2008)

(2) メディアにおける男女共同参画の推進

社会に対して大きな影響力を持つメディアに対して、人権尊重の視点に立った自主的な取組が行われるよう働きかけます。

《具体的施策》

- ◎ 人権に対する配慮を欠く取扱いの防止に向け、インターネット等を含む各種メディアの自主的な取組がなされるよう啓発を行います。 (環境県民局, 警察本部)
- ◎ 情報を主体的に収集, 判断, 発信等できる能力の必要性について, 啓発を行うとともに, 学校における情報教育^{※25}の充実を図ります。 (教育委員会)
- ◎ 県は, 男女共同参画の視点に立って広報紙・出版物等を発行します。 (環境県民局, 全部局)

用語の解説

- ※25 **情報教育**: 「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」の三つの要素から構成される「情報活用能力」をバランスよく育成することを目標とした教育。

② 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実

(1) 男女共同参画を推進する教育の充実

子どもの発達段階に応じて、一人ひとりの個性を尊重しながら、男女共同参画に関する教育を推進するとともに、将来、社会人・職業人として自立していくために必要な意欲・態度や能力の育成を図ります。

《具体的施策》

- ◎ 男女共同参画について理解し、だれもがお互いの個性や意思を尊重できるよう、学校教育においては、学習指導要領等に則り、教育活動の全体を通じて、子どもの発達段階に応じた取組の充実を図ります。
(教育委員会)
- ◎ 小・中・高等学校等において、社会人・職業人としての資質・能力を育むキャリア教育の充実を図ります。
(教育委員会)

〈個別目標〉

指標名	現況値	年度	目標値	年度
最終学年生徒における インターンシップ ^{※26} 体験生徒 の割合(県立高校)	30.3%	平成21(2009)	40%	平成26(2014)

用語の解説

- ※26 インターンシップ:産業の現場などで、生徒、学生等が、在学中に自分の学習内容や進路などに関連した就業体験を行うこと。

(2) 生涯を通じた学習機会の提供

県民一人ひとりが男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯を通じて学習することのできる機会を提供します。

《具体的施策》

- ◎ 男女共同参画に関する理解を深めることができるよう、生涯にわたって多様な学習機会を提供します。
(環境県民局, 教育委員会)
- ◎ 男女が様々な分野での活動に主体的に参画できるよう、学習の機会を提供します。 (環境県民局)
- ◎ 男女共同参画に関する学習情報の提供, 学習相談への対応等の学習支援体制を整備します。
(環境県民局, 教育委員会)

(3) 研修の充実・支援

様々な分野で、男女共同参画を推進するための研修の充実を図ります。

《具体的施策》

- ◎ 県職員の男女共同参画に関する理解が深まるよう、管理職, 一般職等職務に応じた研修を実施します。
(総務局, 全部局)
- ◎ 市町職員に対し, 男女共同参画に関する理解が深まるよう, 市町と連携し研修の機会を提供します。
(総務局)
- ◎ 男女共同参画に関する理解が深まるよう, 事業主に対する研修や企業が実施する研修を支援します。
(環境県民局)

③ 家庭における男女共同参画の推進

(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実

家庭生活において、家族が相互の理解と協力のもとに、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たすことができるよう、啓発の充実を図ります。

《具体的施策》

- ◎ 家族が互いに尊重し協力し合って、家族の一員として家事や育児、介護などの責任を果たせるよう、多様な啓発を行います。 (環境県民局)
- ◎ 男性の家事や育児、介護などへの参画を支援するため、学習機会の提供を行うとともに、具体的なモデルや成果の普及に努めます。 (環境県民局)

〈参考とする指標〉

指標名	現況値	年度
男性が家事や育児、介護などに関わる時間(1日当たり)	40分	平成18(2006)

(2) 家庭教育・子育て支援の充実

男女が共に子育てを担い、分かち合うことができるよう、地域の子育て相談や子育て支援の取組の充実を図るため「みんなで育てるこども夢プラン」*27 を着実に推進します。

《具体的施策》

- ◎ 子どもの発達段階に応じた家庭教育に関する学習機会の情報提供などの支援を行います。
(教育委員会)
- ◎ 子どもと家庭に関する相談支援体制の充実を図ります。
(健康福祉局, 教育委員会)
- ◎ 多様な主体の協働による子育て支援の促進や、ニーズに応じた子育て支援サービスの提供等次世代育成支援対策のための計画に基づく市町の取組の促進など、子育て支援体制の充実を図ります。
(健康福祉局)

〈個別目標〉

指標名	現況値	年度	目標値	年度
地域子育て支援拠点*28事業実施か所数	105か所	平成21(2009)	139か所	平成26(2014)

用語の解説

- *27 **みんなで育てるこども夢プラン**: 「子育てするならわがまちで! 」とみんなが誇れる広島県づくりのためのめざす姿や基本姿勢及びその実現のための施策などを明らかにしたもので、次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく県の行動計画。計画期間:平成22(2010)～26(2014)年度。
- *28 **地域子育て支援拠点**: 育児不安などについての相談を受けたり、子育てサークルなどの活動の拠点となる施設。センター型、ひろば型、児童館型がある。

安心づくり

現状と課題

だれもが自立し、安心して暮らすためには、男女が共に生涯にわたって健康で過ごすことが不可欠です。そのためには、心身やその健康について正確な知識・情報入手し、健康を享受できるようにしていくことが必要です。

特に、女性は、妊娠や出産をする可能性もあるため、ライフサイクルを通じて、男性とは異なる健康上の問題に直面することに留意するとともに、女性が安心して安全に子どもを産むことができるよう支援することが必要です。

だれもが地域で安心していきいきと暮らすことができる社会を築いていくためには、高齢者や障害者が社会の一員として積極的に社会に参画する機会を拡大していくとともに、生活上の困難に直面する者への支援や、外国籍県民が安心して暮らせる環境整備が必要です。

また、防災・災害復興に当たっての様々なニーズに対応できる体制を整備することが必要です。

配偶者等からの暴力、セクシュアル・ハラスメント^{※29}、性犯罪などは男性の被害も見受けられるものの、被害者は主に女性であり、女性の人権を著しく侵害することから、これらの防止に向けた取組や被害者の精神的負担を軽減するための相談しやすい環境づくりなどに引き続き努めることが必要です。

男女共同参画に向けた取組は、国連を始めとする様々な取組と密接に関係していることから、国際社会における女性を取り巻く現状や取組指針についての情報を市町や関係団体に提供し、国際社会の一員として男女共同参画の推進に努めていく機運を高めることが必要です。

また、男女が共に、国際交流、国際協力、平和貢献の推進に向けた取組を行うよう、学習機会の提供等を行うことが必要です。

用語の解説

- ^{※29} **セクシュアル・ハラスメント**：性的嫌がらせ。他の者に対して、その意に反した言動を行うことにより、当該者の生活環境を害して不快な思いをさせること、性的な言動を受けた者の対応により当該者に不利益を与えること。男女雇用機会均等法においては、「相手の意に反した性的な言動を行い、それに対する対応によって、仕事をする上で一定の不利益を与えたり、それを繰り返すことによって就業環境を著しく悪化させること」をいう。

基本となる施策の方向

① 生涯を通じた健康と自立の支援

(1) 生涯を通じた健康対策の推進

男女が共に生涯にわたって健康を享受できるよう、男女共同参画の視点に立ち、県民一人ひとりのライフステージに応じた健康対策を推進するとともに、妊娠・出産にかかわる女性の健康支援の充実を図ります。

《具体的施策》

- ◎ 思春期、妊娠・出産期、成人期、高齢期等各ステージにおいて性別に対応できる医療及び健康づくり対策を行います。 (健康福祉局)
- ◎ 女性が、妊娠・出産後も安心して働き続けることができるよう、母性保護と母性健康管理対策を推進します。 (健康福祉局, 商工労働局)
- ◎ HIV/エイズ、性感染症、薬物乱用などの実態を踏まえた対策を推進します。 (健康福祉局)
- ◎ 不妊相談等支援体制、周産期^{※30}医療体制及び小児医療体制の充実を図ります。 (健康福祉局)

〈個別目標〉

指標名	現況値	年度	目標値	年度
周産期母子医療センターが整備された二次保健医療圏 ^{※31} 域数	5圏域	平成21(2009)	全圏域 (7圏域)	平成26(2014)
24時間小児救急医療体制が整備された二次保健医療圏域数	6圏域	平成21(2009)	全圏域 (7圏域)	平成26(2014)

〈参考とする指標〉

指標名	現況値	年度
15～49歳女子人口10万人当たり産婦人科・産科従事医師数	41.5人	平成20(2008)

用語の解説

- ※30 周産期：妊娠22週から生後7日未満の期間。
- ※31 二次保健医療圏：日常生活圏で通常の保健医療需要を充足できる圏域。保健医療の基本的単位として設定される圏域で、県内には7圏域ある。

(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援

豊かで活力ある社会を築くため、高齢者や障害者の社会参画が促進されるよう、男女共同参画の視点に立ち、「ひろしま高齢者プラン」^{*32}、「広島県障害者プラン」^{*33}を着実に推進するとともに、ひとり親家庭など生活上の困難に直面する県民や、本県で生活する外国籍の人々が安心して暮らせる環境を整備します。

また、防災・災害復興に当たっては、様々なニーズに対応できるよう、男女共同参画の視点を取り入れた防災・災害復興体制を整備します。

《具体的施策》

- ◎ 高齢者がその知識や経験を生かし、生きがいをもって社会参画ができるよう、情報提供や普及啓発、人材養成を行います。 (健康福祉局)
- ◎ 高齢者の生活支援、介護予防、介護のニーズに総合的に対応する体制を整備するとともに、障害者が住み慣れた地域で安心して自立した生活ができるよう支援します。 (健康福祉局, 商工労働局)
- ◎ ひとり親家庭の置かれた状況に応じた就業等支援体制や経済的支援を充実します。 (健康福祉局)
- ◎ 求職者の就業に向けた支援の充実を図ります。 (商工労働局)
- ◎ 外国籍県民が、言葉や生活習慣の違いから生じる課題を解決できるよう、多言語での情報提供や相談体制の充実を図ります。 (地域政策局)
- ◎ 防災・災害復興体制の整備にあつては、男女それぞれのニーズをより反映させるため、防災分野における政策・方針決定過程から女性の参画を推進します。 (危機管理監)
- ◎ きめ細やかな視点で防災知識や応急手当の普及啓発が行われるなど、多様で幅広い消防団の活動が促進されるよう、女性消防団員の確保に向けた広報・啓発を行います。 (危機管理監)

〈個別目標〉

指 標 名	現 況 値	年 度	目 標 値	年 度
平均自立期間 (日常生活が要介護ではなく、自立して暮らせる生存期間の平均)	65歳女性 20.54年 65歳男性 17.08年	平成20(2008)	65歳女性 20.99年 65歳男性 17.64年	平成24(2012)
小規模多機能型居宅介護 ^{*34} (介護予防を含む。)提供量	1,707人	平成21(2009)	2,619人	平成23(2011)
認知症対応型共同生活介護 ^{*35} (グループホーム)(介護予防を含む。)定員数	4,110人	平成22(2010)	5,056人	平成23(2011)
グループホーム・ケアホーム ^{*36} サービス量(1か月分)	1,095人	平成21(2009)	1,437人	平成23(2011)
消防団員のうち女性の占める割合	1.8%	平成21(2009)	7.8%	平成27(2015)

〈参考とする指標〉

指標名	現況値	年度
65歳以上の「ボランティア活動」行動者率	30.5%	平成18(2006)
元気高齢者の割合 ^{※37}	81.5%	平成21(2009)
障害者雇用率	1.83%	平成22(2010)

用語の解説

- ※32 **ひろしま高齢者プラン**:老人福祉計画と介護保険事業支援計画を一体化し、本県において必要とされる高齢者福祉サービス及び介護サービスの整備目標と提供体制等を定めたもので、市町の老人福祉計画及び介護保険事業計画の達成を支援する計画。第4期計画期間:平成21(2009)～23(2011)年度。
- ※33 **広島県障害者プラン**:障害者の生活全般にかかわる幅広い施策の一層の展開を図るため、障害者施策の基本的方向と推進方策及び福祉サービスの目標等を定めたもので、基本計画及び重点実施計画が一体となったプラン。計画期間:平成16(2004)～25(2013)年度。
- ※34 **小規模多機能型居宅介護**:「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じ、随時「訪問」や「泊まり」を組合せてサービスを提供することで、在宅での生活継続を支援するサービス。
- ※35 **認知症対応型共同生活介護**:比較的安定状態にある認知症の要介護者が、少人数(5人～9人)の家庭的な環境のもと、共同生活をおくる認知症高齢者のためのグループホームで、入浴、排せつ・食事等の介護等日常生活上の世話や、機能訓練を行うサービス。
- ※36 **グループホーム・ケアホーム**:障害者が地域で安心して自立した生活ができる住まいの場を提供するサービス。
- ※37 **元気高齢者**:65歳以上の高齢者のうち要支援・要介護の認定を受けていない者。

② 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進

(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進

「配偶者等からの暴力を防止し被害者を保護するための計画」^{※38}を、関係機関との連携により着実に推進します。

《具体的施策》

- ◎ DV防止法^{※39}の周知徹底による配偶者等からの暴力の防止に向けた啓発を行います。
(健康福祉局, 警察本部)
- ◎ 被害者等が安心して相談できるよう, 専門相談員の育成に努めるとともに, 特に市町相談窓口の拡充, 設置場所の情報提供等相談体制の充実を図ります。
(健康福祉局, 警察本部)
- ◎ 被害者の保護・自立支援体制の充実を図るとともに, 関係機関の連携を強化します。
(健康福祉局, 警察本部)
- ◎ 民間シェルターへの一時保護委託など, 民間団体との連携による被害者の支援に取り組みます。
(健康福祉局)

《参考とする指標》

指標名	現況値	年度
こども家庭センター等における女性に関する相談件数	6,442件	平成21(2009)

用語の解説

- ^{※38} 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画: DV防止法第2条の3第1項の規定に基づく基本計画。
計画期間: 平成23(2011)年度から。
- ^{※39} DV防止法(配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律): 配偶者からの暴力に係る通報, 相談, 保護, 自立支援の体制を整備することにより, 配偶者からの暴力を防止し, 被害者の保護を図るため, 平成13(2001)年に施行。被害者からの申立てにより, 地方裁判所が加害者を引き離すための「保護命令制度」が創設された。命令に違反した場合は罰則が適用される。平成16(2004)年には, 保護命令制度の拡充(被害者と同居する子への接近禁止命令など)や配偶者からの暴力の定義の拡大, 平成19(2007)年には保護命令制度の拡充(生命・身体に対する脅迫を受けた被害者による申立てなど)や市町における基本計画策定の努力義務などを盛り込んだ改正が行われた。
DV(ドメスティック・バイオレンス)とは, 夫やパートナーなどからの身体的, 経済的, 性的, 精神的暴力などをいう。

- (2) **セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進**
 学校、職場、地域社会などでだれもが安心して暮らすことができるよう、セクシュアル・ハラスメント、性犯罪、売買春など、人権を侵害する様々な暴力の防止に向けた取組を推進します。

《具体的施策》

- ◎ 職場におけるセクシュアル・ハラスメント防止対策を推進するとともに、学校、地域社会等のあらゆる分野におけるセクシュアル・ハラスメントの防止に向けた啓発を行います。
(総務局, 商工労働局, 教育委員会, 警察本部)

- ◎ ストーカー行為に対する取締強化や防止に向けた啓発を行います。
(警察本部)

- ◎ 性犯罪、売買春に対する取締強化や防止に向けた啓発を行います。
 特に、児童買春、児童ポルノの撲滅に向けた取組を推進します。
(環境県民局, 警察本部)

- ◎ 女性に対するあらゆる暴力に係る相談体制・一時保護体制の整備を図るとともに、専門相談員の育成に努めます。
(環境県民局, 健康福祉局, 警察本部)

- ◎ 被害者が相談しやすい環境を整備するとともに、社会復帰への支援の充実を図ります。
(環境県民局, 健康福祉局, 警察本部)

- ◎ 女性に対する暴力の発生を防ぐ安全・安心なまちづくりを推進します。
(環境県民局, 警察本部)

《参考とする指標》

指 標 名	現 況 値	年 度
性犯罪110番の受理件数	35件	平成21(2009)年中
セクシュアル・ハラスメント被害を受けた女性の割合	9.4%	平成20(2008)

③ 男女共同参画の視点に立った国際活動の推進

(1) 国際交流・国際協力・平和貢献の推進

男女共同参画の視点に立って、広島県の国際化に向けた取組を着実に推進します。

《具体的施策》

- ◎ 男女共同参画の視点に立った国際交流・国際協力・平和貢献を推進するための環境整備に努めます。
(地域政策局, 環境県民局)

(2) 情報の収集及び提供

国際社会の一員として男女共同参画の推進に努めていく機運を高めるため、現状や様々な取組についての情報収集・情報提供に努めます。

《具体的施策》

- ◎ 国際社会における女性を取り巻く現状や男女共同参画に関する国際的な取組指針などの情報を収集し、市町や関係団体等に提供します。
(環境県民局)

資料編

1 施策に関連する「目標値」一覧	40
2 これまでの県の取組	42
3 男女共同参画社会基本法	44
4 国の第3次男女共同参画基本計画の概要	48
5 広島県男女共同参画推進条例・審議会委員	50
6 男女共同参画に関する国内外の動き	53
7 用語索引	56



1 施策に関連する「目標値」一覧

総括目標

「社会全体における男女の地位」が
平等だと感じる人の割合

	平成20(2008)年度	平成27(2015)年度
女性	7.3%	現況値からの増加
男性	19.1%	

※平成20(2008)年度の数値は、
県政世論調査。

個別目標・参考とする指標

基本的な視点	基本となる施策の方向	県の施策	種別	指標名	現況値	年度	目標値	年度
環境づくり	1. 働く場における男女共同参画の推進							
	(1) 男女の均等な機会と待遇の確保に向けた雇用環境の整備							
	参考			雇用者のうち「正規の職員・従業員」の割合	女性43.3% 男性72.7%	H19(2007)		
	参考			正社員等一般労働者において男性を100とした場合の女性の給与水準	72.5	H22(2010)		
	参考			女性管理職(課長相当職以上)を登用している県内事業所の割合	33.5%	H22(2010)		
	参考			県管理職(課長相当職以上)のうち女性の占める割合	5.7%	H22(2010)		
	参考			県内の小・中・高等学校、特別支援学校における管理職(校長、副校長・教頭)のうち女性の占める割合	校長23.0% 副校長・教頭24.3%	H22(2010)		
	(2) 仕事と家庭が両立できる環境の整備							
	目標			一般事業主行動計画を策定し、次世代育成支援に取り組む企業の割合	2.9%	H21(2009)	6.0%	H26(2014)
	目標			育児休業制度を就業規則に規定している企業の割合	60.5%	H22(2010)	100%	H27(2015)
	目標			男性の育児休業等促進宣言企業数	—	H21(2009)	200企業	H26(2014)
	目標			男性の育児休業取得率	1.2%	H21(2009)	全国平均以上	H24(2012)
	目標			県職員(男性)の育児休業取得率	8.8%	H21(2009)	10.0%	H24(2012)
	目標			ファミリー・サポート・センター実施か所数	16か所	H21(2009)	20か所	H26(2014)
	目標			保育所待機児童数	113人	H21(2009)	0人	H26(2014)
	目標			延長保育実施か所数	386か所	H21(2009)	468か所	H26(2014)
	目標			病児・病後児保育実施か所数	29か所	H21(2009)	45か所	H26(2014)
	目標			放課後児童クラブ実施小学校区数	464小学校区	H21(2009)	全小学校区	H26(2014)
	参考			女性の労働力率(30~34歳)	63.9%	H17(2005)		
	参考			年次有給休暇の1人当たりの取得日数	7.8日	H22(2010)		
	(4) 農林水産業及び商工業等の自営業における男女共同参画の推進							
	目標			農業委員会、農業協同組合における女性が登用されていない組織数(注)農業委員、農業協同組合役員を対象	農業委員会 8 農業協同組合 3	H22(2010)	農業委員会、 農業協同組合とも0	H27(2015)
	参考			家族経営協定の締結数	97件	H21(2009)		
	(5) 女性の起業・経営活動に向けた環境の整備							
	参考			女性の参画により「6次産業化」等経営の多角化を進めている集落法人数	20法人	H22(2010)		
	2. 地域社会活動における男女共同参画の推進							
	(1) 政策・方針の立案及び決定過程への男女共同参画の促進							
	目標			県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合(全審議会)	28.7%	H22(2010)	30.0%	H27(2015)
	目標			県の審議会等委員のうち女性委員の占める割合(法令等により構成員の職務分野が指定されている5審議会を除く。)	34.9%	H22(2010)	37.5%	H27(2015)
	目標			エソールひろしま大学(専科)修了生累計	52人	H22(2010)	166人	H27(2015)
参考			県、市町の議員数(女性)	県 3人 市町 48人	H22(2010)年 12月末日			
参考			自治会長に占める女性の割合	5.6%	H22(2010)			
(2) 地域社会活動における男女共同参画の推進								
参考			NPO法人数(人口10万人当たり)	21.0法人	H21(2009)			

基本的な視点	基本となる施策の方向	県の施策	種別	指標名	現況値	年度	目標値	年度
環境づくり	3. 男女共同参画の推進に向けた体制の整備							
	(3) 市町等との連携強化・取組支援							
	目標	男女共同参画計画を策定した市町数		20市町	H22(2010)	県内全市町	H27(2015)	
人づくり	1. 男女共同参画の推進に向けた広報・啓発の充実							
	(1) 男女共同参画に関する広報・啓発の充実							
	目標	エソールひろしま大学(基礎講座)男性受講者の割合		10%	H22(2010)	20%	H27(2015)	
	参考	県政世論調査で「夫は外で働き、妻は家庭を守るべきである」という考え方に「賛成」と回答した人の割合		女性41.6% 男性55.0%	H20(2008)			
	2. 男女共同参画を推進する教育と学習機会の充実							
	(1) 男女共同参画を推進する教育の充実							
	目標	最終学年生徒におけるインターンシップ体験生徒の割合(県立高校)		30.3%	H21(2009)	40%	H26(2014)	
	3. 家庭における男女共同参画の推進							
	(1) 家庭における男女共同参画を推進するための啓発の充実							
	参考	男性が家事や育児、介護などに関わる時間(1日当たり)		40分	H18(2006)			
(2) 家庭教育・子育て支援の充実								
目標	地域子育て支援拠点事業実施か所数		105か所	H21(2009)	139か所	H26(2014)		
安心づくり	1. 生涯を通じた健康と自立の支援							
	(1) 生涯を通じた健康対策の推進							
	目標	周産期母子医療センターが整備された二次保健医療圏域数		5圏域	H21(2009)	全圏域(7圏域)	H26(2014)	
	目標	24時間小児救急医療体制が整備された二次保健医療圏域数		6圏域	H21(2009)	全圏域(7圏域)	H26(2014)	
	参考	15～49歳女子人口10万人当たり産婦人科・産科従事医師数		41.5人	H20(2008)			
	(2) だれもが安心して暮らし、自立できるための支援							
	目標	平均自立期間(日常生活が要介護ではなく、自立して暮らせる生存期間の平均)	65歳女性 20.54年 65歳男性 17.08年		H20(2008)	65歳女性 20.99年 65歳男性 17.64年	H24(2012)	
	目標	小規模多機能型居宅介護(介護予防を含む。)提供量		1,707人	H21(2009)	2,619人	H23(2011)	
	目標	認知症対応型共同生活介護(グループホーム)(介護予防を含む。)定員数		4,110人	H22(2010)	5,056人	H23(2011)	
	目標	グループホーム・ケアホームサービス量(1か月分)		1,095人	H21(2009)	1,437人	H23(2011)	
	目標	消防団員のうち女性の占める割合		1.8%	H21(2009)	7.8%	H27(2015)	
	参考	65歳以上の「ボランティア活動」行動者率		30.5%	H18(2006)			
	参考	元気高齢者の割合		81.5%	H21(2009)			
	参考	障害者雇用率		1.83%	H22(2010)			
	2. 女性に対するあらゆる暴力の根絶に向けた取組の推進							
	(1) 配偶者等からの暴力を防止し、被害者を保護するための取組の推進							
	参考	こども家庭センター等における女性に関する相談件数		6,442件	H21(2009)			
(2) セクシュアル・ハラスメント等女性に対するあらゆる暴力を防止するための取組の推進								
参考	性犯罪110番の受理件数		35件	H21(2009)年中				
参考	セクシュアル・ハラスメント被害を受けた女性の割合		9.4%	H20(2008)				

2 これまでの県の取組

① 総合窓口, 庁内推進体制, 諮問機関の整備

我が国の女性行政は昭和50(1975)年「国際婦人年」を契機として新たな展開が始まり, 県においても, 昭和52(1977)年4月, 多岐にわたる女性行政を総合的かつ効果的に推進するため青少年婦人対策室を設置しました。5月には庁内の関係課で構成する「広島県婦人問題行政連絡協議会」(平成2(1990)年「広島県女性問題行政連絡協議会」に, 平成4(1992)年「広島県女性行政推進協議会」に改正)を, 昭和54(1979)年には県内の有識者からなる「広島県婦人対策推進会議」を設置して, 女性に係る行政施策の連絡調整や女性問題の調査研究を行うこととしました。

② 「広島県女性プラン」の策定

「男女共同参加による活力と個性豊かな社会の形成」を基本理念とし, この実現に向けて婦人行政の推進に取り組むため, 「広島県婦人対策推進懇話会」(昭和61(1986)年「広島県婦人対策推進会議」を廃止して設置)の提言を踏まえ, 昭和63(1988)年8月に「広島県女性プラン」を策定しました。

「婦人」から「女性」へ

時代のすう勢で, 「婦人」という用語が, 一般に「一定年齢以上の既婚の女性」の意味に理解されるようになり, 「女性」に対する「男性」のような, 「婦人」の対語がないことも指摘され始めました。

また, 行政客体は女性全体であることなどから, 限定された意味に理解される可能性のある「婦人」の用語に替えて, 「女性」の用語を使用するようになりました。

③ 広島県女性総合センター「エソール広島」の開館

「広島県女性プラン」の重点施策の一つに掲げられていた「広島県婦人総合センター」の設置に向けて, 同センターの管理運営主体となる「財団法人広島県女性会議」が昭和63(1988)年に設立され, 平成元(1989)年4月, 広島県婦人総合センター(平成6(1994)年1月「広島県女性総合センター」と名称変更)「エソール広島」が開館しました。

④ 「広島県女性プラン(第一次改定)」の策定

「広島県女性プラン」の基本理念を受け継ぎ, 21世紀に向けて目標とする社会「男女共同参画型社会」を実現していくために, 「広島県女性対策推進懇話会」(平成3(1991)年「広島県婦人対策推進懇話会」を廃止して設置)の提言を踏まえ, 県が行う施策の基本的方向と具体的施策を示した「広島県女性プラン(第一次改定)」を平成4(1992)年9月に策定しました。

「参加」から「参画」, 「男女共同参画型社会」から「男女共同参画社会」へ

「広島県女性プラン(第一次改定)」では, 国の「西暦2000年に向けての新国内行動計画(第一次改定)」(平成3(1991)年策定)同様, 21世紀に向けて目標とする社会を, 「男女共同参画型社会」と呼ぶこととしました。「参画」には, 単なる参加ではなく, 企画立案の段階から携わり責任も共有することが必要であるという認識が込められています。

また, 平成6(1994)年, 総理府に男女共同参画室が設置された際, 「男女共同参画型社会」という用語が「男女共同参画社会」に改められました。

⑤ 「広島県男女共同参画プラン」の策定

これまでのプランの成果と残された課題を引き継ぎ、新たな課題に対応し、男女平等を基礎として一人ひとりの人権が尊重される男女共同参画社会をめざすため、「広島県女性対策推進懇話会」の提言を踏まえ、平成10(1998)年3月に「広島県男女共同参画プラン」を策定しました。

「女性プラン」から「男女共同参画プラン」へ

これまでの「女性プラン」の名称を、女性と男性がパートナーとして男女共同参画社会の実現をめざすことから「男女共同参画プラン」としました。

⑥ 庁内推進体制の充実

「広島県男女共同参画プラン」において、男女共同参画社会の実現に向けて県の推進体制の充実を掲げたことから、行政のあらゆる分野への男女共同参画の視点の反映や全庁を挙げて幅広く、かつ効率的に女性行政(平成13(2001)年に「男女共同参画施策」に改正)に取り組むため、平成10(1998)年10月、知事を本部長とする「広島県男女共同参画推進本部」(「広島県女性行政推進協議会」は廃止)を設置しました。

⑦ 「広島県男女共同参画推進条例」の制定

男女共同参画社会の実現に向け、「広島県男女共同参画懇話会」(平成11(1999)年10月「広島県女性対策推進懇話会」を廃止して設置)の提言を基に、男女共同参画を推進するための基本となる考え方を基本理念として示す「広島県男女共同参画推進条例」が平成13(2001)年12月21日に公布、平成14(2002)年4月1日に施行されました。

⑧ 「広島県男女共同参画審議会」の設置

男女共同参画の推進に関する基本的な計画を始め男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項を調査審議するため、「広島県男女共同参画推進条例」に基づいて、平成14(2002)年6月10日、「広島県男女共同参画審議会」を設置しました。

⑨ 「広島県男女共同参画基本計画」の策定

「広島県男女共同参画審議会」の答申を踏まえ、「広島県男女共同参画推進条例」に基づく計画として、条例の五つの基本理念を基に、県が取り組むべき施策を示した「広島県男女共同参画基本計画」を平成15(2003)年2月に、「広島県男女共同参画基本計画(第2次)」を平成18(2006)年3月に策定しました。

第2次計画に掲げる具体的施策の推進期間が平成22(2010)年度で終了することから、平成22(2010)年6月3日、「広島県男女共同参画審議会」に対し、「広島県男女共同参画基本計画」(第3次)に盛り込むべき事項について諮問し、12月24日に答申を受けました。

3 男女共同参画社会基本法

(平成11年6月23日法律第78号)

改正 平成11年 7月16日法律第102号

同 11年12月22日同 第160号

目次

前文

第1章 総則(第1条—第12条)

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する 基本的施策(第13条—第20条)

第3章 男女共同参画会議(第21条—第28条)

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下の平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会

の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(男女の人権の尊重)

第3条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

(社会における制度又は慣行についての配慮)

第4条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第14条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画（以下「市町村男女共同参画計画」という。）を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（施策の策定等に当たっての配慮）

第15条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

（国民の理解を深めるための措置）

第16条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

（苦情の処理等）

第17条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

（調査研究）

第18条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

（国際的協調のための措置）

第19条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体及び民間の団体に対する支援）

第20条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が

男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第3章 男女共同参画会議

（設置）

第21条 内閣府に、男女共同参画会議（以下「会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第22条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 男女共同参画基本計画に関し、第13条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審議すること。
- (3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。
- (4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

（組織）

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

（議長）

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

（議員）

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

- (1) 内閣官房長官以外の國務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- (2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者
- 2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。
- 3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 (平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附 則 (平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(施行の日=平成13年1月6日)

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附 則 (平成11年12月22日法律第160号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律(第2条及び第3条を除く。)は、平成13年1月6日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(以下略)

4 国の第3次男女共同参画基本計画の概要

平成22(2010)年12月17日閣議決定

第1部 基本的な方針

1 第3次基本計画策定に当たっての基本的考え方

2 第3次基本計画において改めて強調している視点

- ①女性の活躍による経済社会の活性化
- ②男性、子どもにとっての男女共同参画
- ③様々な困難な状況に置かれている人々への対応
- ④女性に対するあらゆる暴力の根絶
- ⑤地域における身近な男女共同参画の推進

3 今後取り組むべき喫緊の課題

- ①実効性のある積極的改善措置（ポジティブ・アクション）の推進
- ②より多様な生き方を可能にする社会システムの実現
- ③雇用・セーフティネットの再構築
- ④推進体制の強化

4 第3次基本計画の構成

第2部 施策の基本的方向と具体的施策

第1分野 政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

- 1 政治分野における女性の参画の拡大
- 2 司法分野における女性の参画の拡大
- 3 行政分野における女性の参画の拡大
- 4 雇用分野における女性の参画の拡大
- 5 その他の分野における女性の参画の拡大

第2分野 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し、意識の改革

- 1 男女共同参画の視点に立った社会制度・慣行の見直し
- 2 国民的広がりを持った広報・啓発活動の展開
- 3 男女の人権尊重の理念と法律・制度の理解促進及び救済・相談の充実
- 4 男女共同参画に関わる調査研究、情報の収集・整備・提供

第3分野 男性、子どもにとっての男女共同参画

- 1 男性にとっての男女共同参画
- 2 子どもの頃からの男女共同参画の理解の促進と将来を見通した自己形成
- 3 子どもの健やかな成長と安全で安心な社会の実現

第4分野 雇用等の分野における男女の均等な機会と待遇の確保

- 1 雇用の分野における男女の均等な機会と待遇の確保対策の推進
- 2 非正規雇用における雇用環境の整備

3 ポジティブ・アクションの推進

- 4 女性の能力発揮促進のための支援
- 5 多様な生き方、多様な能力の発揮を可能にするための支援
- 6 「M字カーブ問題」の解消に向けた取組の推進
- 7 女性の活躍による経済社会の活性化

第5分野 男女の仕事と生活の調和

- 1 仕事と生活の調和の実現
- 2 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援
- 3 働く男女の健康管理対策の推進

第6分野 活力ある農山漁村の実現に向けた男女共同参画の推進

- 1 意識改革と政策・方針決定過程への女性の参画の拡大
- 2 女性の経済的地位の向上と就業条件・環境の整備
- 3 女性が住みやすく活動しやすい環境づくり

第7分野 貧困など生活上の困難に直面する男女への支援

- 1 セーフティネットの機能の強化
- 2 雇用・就業の安定に向けた課題
- 3 安心して親子が生活できる環境づくりに関わる課題
- 4 男女の自立に向けた力を高める取組

第8分野 高齢者、障害者、外国人等が安心して暮らせる環境の整備

- 1 高齢者が安心して暮らせる環境の整備
- 2 障害者が安心して暮らせる環境の整備
- 3 外国人が安心して暮らせる環境の整備
- 4 女性であることで複合的に困難な状況に置かれている人々等への対応

第9分野 女性に対するあらゆる暴力の根絶

- 1 女性に対する暴力の予防と根絶のための基盤づくり
- 2 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等の推進
- 3 性犯罪への対策の推進
- 4 子どもに対する性的な暴力の根絶に向けた対策の推進
- 5 売買春への対策の推進
- 6 人身取引対策の推進
- 7 セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
- 8 メディアにおける性・暴力表現への対応

第10分野 生涯を通じた女性の健康支援

- 1 生涯を通じた男女の健康の保持増進
- 2 妊娠・出産等に関する健康支援
- 3 健康をおびやかす問題についての対策の推進
 - (1) HIV/エイズや、子宮頸がんの原因となるHPV(ヒトパピローマウイルス)への感染を始めとする性感染症の予防から治療までの総合的な対策の推進
 - (2) 薬物乱用、喫煙・飲酒対策の推進
- 4 性差に応じた健康支援の推進
- 5 医療分野における女性の参画の拡大
- 6 生涯にわたるスポーツ活動の推進

第11分野 男女共同参画を推進し多様な選択を可能にする教育・学習の充実

- 1 男女平等を推進する教育・学習
- 2 多様な選択を可能にする教育・能力開発・学習機会の充実
- 3 学校教育の分野における政策・方針決定過程への女性の参画の拡大

第12分野 科学技術・学術分野における男女共同参画

- 1 科学技術・学術分野における女性の参画の拡大
- 2 女性研究者の参画拡大に向けた環境づくり
- 3 女子学生・生徒の理工系分野への進学促進

第13分野 メディアにおける男女共同参画の推進

- 1 女性の人権を尊重した表現の推進のためのメディアの取組の支援等
- 2 国の行政機関の作成する広報・出版物等における男女共同参画の視点に立った表現の促進
- 3 メディア分野における女性の参画の拡大

第14分野 地域、防災・環境その他の分野における男女共同参画の推進

- 1 地域における男女共同参画推進の基盤づくり
- 2 地域の活動における男女共同参画の推進
- 3 男女共同参画の視点に立った地域おこし、まちづくり、観光、文化を通じた地域経済の活性化等の推進
- 4 防災における男女共同参画の推進
- 5 男女共同参画の視点に立った環境問題への取組の推進

第15分野 国際規範の尊重と国際社会の「平等・開発・平和」への貢献

- 1 国際的協調：条約等の積極的遵守・国内における実施強化・国内への周知
- 2 男女共同参画の視点に立った国際貢献
- 3 対外発信機能の強化

第3部 推進体制

1 国内本部機構の強化

- (1) 国内本部機構の組織・機能等の充実・強化
- (2) 総合的な推進体制の整備・強化等

2 第3次基本計画、女子差別撤廃委員会の最終見解等の実施状況についての監視機能等の強化

- (1) 第3次基本計画の実施状況についての監視機能の強化
- (2) 女子差別撤廃委員会の最終見解についての監視機能の強化
- (3) 苦情の処理等の対応の充実

3 政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響についての調査の充実

4 地方公共団体や民間団体等における取組への支援(地方公共団体、国立女性教育会館、男女共同参画センター、女性センター、NPO、NGO、地縁団体、大学、企業、経済団体、労働組合等)

5 広島県男女共同参画推進条例

目次

平成13年12月21日公布

広島県条例第42号

前文

第1章 総則(第1条—第6条)

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策(第7条—第13条)

第3章 広島県男女共同参画審議会(第14条・第15条)

附則

少子高齢化の進展など社会環境が変化する中において、豊かで活力ある社会を築いていくためには、男女が、互いの違いを認め合い、互いに人権を尊重しながら、その個性と能力を十分に発揮し、社会のあらゆる分野において共に参画し、責任も分かち合うことのできる男女共同参画社会の実現が緊要な課題である。

このため、性別による固定的な役割分担等やそれに基づく社会慣行を是正するなど、男女共同参画社会の実現に向けて、社会のあらゆる分野における一層の取組が求められている。特に、私たちの広島県は、高次に集積した都市機能を持つ地域が存在する一方で、多くの農山漁村地域を有しており、このような取組に当たっては、多様な地域性に配慮した施策を展開する必要がある。

ここに、私たちは、男女共同参画社会の実現を目指すことを決意し、男女共同参画の推進についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進することにより、平和で豊かな広島県を次世代に引き継いでいくため、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、男女共同参画の推進に関し、基本理念を定め、県、県民及び事業者の責務を明らかにするとともに、その推進に関する施策について必要な事項を定めることにより、男女共同参画を総合的かつ計画的に推進し、もって男女共同参画社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 男女共同参画 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うことをいう。
- (2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

(基本理念)

第3条 男女共同参画の推進は、男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的な取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

- 2 男女共同参画の推進に当たっては、社会における制度又は慣行が、男女の社会における主体的な活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。
- 3 男女共同参画の推進は、県における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に男女が共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。
- 4 男女共同参画の推進は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、家庭以外の学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野における活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

5 男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮し、男女共同参画の推進は、国際的協調の下に行われなければならない。

(県の責務)

第4条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、男女共同参画の推進に関する施策（積極的改善措置を含む。以下同じ。）を総合的に策定し、及び実施するものとする。

2 県は、男女共同参画の推進に関する施策を実施するに当たっては、国及び市町と連携して取り組むものとする。

(県民の責務)

第5条 県民は、基本理念にのっとり、家庭、学校、職場、地域その他の社会のあらゆる分野において、男女が相互に協力して男女共同参画の推進に努めなければならない。

2 県民は、男女間における暴力的行為、性的な言動による精神的苦痛を与える行為その他の行為により男女の個人としての尊厳その他の男女の人権を損なうことのないようにしなければならない。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、事業活動を行うに当たっては、基本理念にのっとり、男女共同参画の推進に努めなければならない。

第2章 男女共同参画の推進に関する基本的施策

(基本計画)

第7条 知事は、男女共同参画の推進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画の推進に関する基本的な計画（以下「基本計画」という。）を定めるものとする。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 総合的かつ長期的に講じるべき男女共同参画の推進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 知事は、基本計画の策定に当たっては、あらかじめ、広島県男女共同参画審議会の意見を聴かなければならない。

4 知事は、基本計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本計画の変更について準用する。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第8条 県は、施策を策定し、実施するに当たっては、男女共同参画の推進に配慮しなければならない。

(県民等の理解を深めるための措置)

第9条 県は、県民及び事業者の男女共同参画の推進についての理解を促進するため、必要な啓発活動及び広報活動に努めるものとする。

(苦情又は相談の申出の処理)

第10条 知事は、男女共同参画に関し苦情又は相談を受けたときは、必要な助言を行うなど適切に対応するものとする。

(調査研究)

第11条 県は、男女共同参画の推進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(年次報告)

第12条 知事は、毎年、男女共同参画の推進状況及び男女共同参画の推進に関する施策の実施状況を取りまとめ、これを公表しなければならない。

(男女共同参画の推進に向けた支援)

第13条 県は、市町、県民及び事業者が行う男女共同参画の推進への取組を支援するため、必要な情報の提供、相談、助言その他の協力を行うように努めるものとする。

第3章 広島県男女共同参画審議会

(広島県男女共同参画審議会)

第14条 知事の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議するため、附属機関として広島県男女共同参画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

- (1) 基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画の推進に関する基本的かつ総合的な施策及び重要事項

2 審議会は、前項に規定する事項に関し、知事に意見を述べることができる。

(組織及び運営)

第15条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 男女のいずれか一方の委員の数は、委員の総数の10分の4未満であってはならない。
- 3 委員は、男女共同参画に関し識見を有する者のうちから、知事が任命する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。
- 7 前各項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関して必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年7月6日条例第37号)

この条例は、公布の日から施行する。

広島県男女共同参画審議会委員

平成23(2011)年3月現在

	名 前	所 属	・	役 職
	岡田 鈴子	広島県生活研究グループ連絡協議会		会長
会 長	川瀬 啓子	安田女子大学		教授
	繁政 秀子	広島県の男女共同参画をすすめる会		会長
	島田 祐里	日本労働組合総連合会	広島県連合会	女性委員会事務局長
	武井 晶代	ひろしま女性大学		修了生
	土屋 洋三	ふれあいセンターながの村		村長
	寺本 佳代			弁護士
	中野 博之	広島県経営者協会		専務理事
会長代行	野原 建一	広島県立大学		名誉教授
	松尾 祐介	東広島市		生活環境部長

(敬称略・50音順)

6 男女共同参画に関する国内外の動き

年	国際機関等	国	広島県
昭和20年 (1945)	●「国際連合憲章」採択 ●「国際連合」発足		
昭和21年 (1946)	●国連「婦人の地位委員会」発足	●第22回総選挙で初の婦人参政権行使 ●「日本国憲法」公布, 施行 (昭和22年)	
昭和22年 (1947)		●「労働基準法」公布, 施行	
昭和23年 (1948)	●「世界人権宣言」採択 (第3回国連総会)		
昭和31年 (1956)		●「売春防止法」公布, 施行 (昭和32年)	
昭和42年 (1967)	●「婦人に対する差別撤廃に関する宣言」採択		
昭和47年 (1972)	●1975(昭和50)年を「国際婦人年」とすることを宣言 (第27回国連総会)	●「勤労婦人福祉法」公布, 施行	
昭和50年 (1975)	●国際婦人年 ●国際婦人年世界会議開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択 ●1976(昭和51)年から1985(昭和60)年までを「国連婦人の十年」と決定 目標: 平等, 発展, 平和 (第30回国連総会)	●総理府に「婦人問題企画推進本部」, 「婦人問題担当室」設置 ●「婦人問題企画推進会議」設置	
昭和51年 (1976)		●「民法」改正, 施行 (離婚復氏制度)	
昭和52年 (1977)		●「国内行動計画」策定 ●「国立婦人教育会館」(現「独立行政法人国立女性教育会館」) 開館 ●「国内行動計画前期重点目標」発表	●女性行政の総合窓口を 「民生部青少年婦人対策室」に設置 ●「婦人問題行政連絡協議会」設置
昭和54年 (1979)	●「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」(女子差別撤廃条約) 採択 (第34回国連総会), 発効 (1981(昭和56)年)		●「青少年婦人課」設置 (「青少年婦人対策室」改組) ●「広島県婦人対策推進会議」設置
昭和55年 (1980)	●「国連婦人の十年」中間年世界会議開催 (コペンハーゲン) 「国連婦人の十年後半期行動プログラム」採択	●「女子差別撤廃条約」署名, 批准・発効 (昭和60年)	●推進会議「広島県の婦人の地位向上と社会参加をすすめるための提言」提出
昭和56年 (1981)	●ILO(国際労働機関)「家族的責任を有する男女労働者の機会及び待遇の均等に関する条約(第156号)」及び「同勧告」を採択	●「民法」改正, 施行 (配偶者の相続分引上げ) ●「国内行動計画後期重点目標」策定	
昭和57年 (1982)			●広島県新長期総合計画に「婦人の地位向上と社会参加の促進」の項目設定
昭和60年 (1985)	●「国連婦人の十年」最終年世界会議開催 (ナイロビ) 「(西暦2000年に向けての) 婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略」採択	●「国籍法」改正, 施行 (父母両系主義) ●「勤労婦人福祉法」を改正し, 「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等女子労働者の福祉の増進に関する法律」(男女雇用機会均等法) 公布, 施行 (昭和61年)	
昭和61年 (1986)		●「婦人問題企画推進有識者会議」設置 (「婦人問題企画推進会議」を改組)	●広島県発展計画に「婦人対策の推進」の項目設定 ●「広島県婦人対策推進懇話会」設置
昭和62年 (1987)		●「西暦2000年に向けての新国内行動計画」策定	
昭和63年 (1988)			●懇話会「婦人対策の推進のために～男女共同参加型社会システムへの転換～」提出 ●「広島県女性プラン」策定 ●「財団法人広島県女性会議」設立

年	国際機関等	国	広島県
平成元年 (1989)			<ul style="list-style-type: none"> ●「青少年婦人課」に「婦人係」設置 ●広島県婦人総合センター「エソール広島」開館
平成2年 (1990)	<ul style="list-style-type: none"> ●国連経済社会理事会「婦人の地位向上のためのナイロビ将来戦略に関する第1回見直しと評価に伴う勧告及び結論」採択 		<ul style="list-style-type: none"> ●「婦人問題行政連絡協議会」を「女性問題行政連絡協議会」に名称変更
平成3年 (1991)		<ul style="list-style-type: none"> ●「西暦2000年に向けての新国内行動計画（第一次改定）」策定 ●「育児休業等に関する法律」(育児休業法)公布、施行(平成4年) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「青少年女性課女性係」設置 (「青少年婦人課婦人係」改組) ●「広島県女性対策推進懇話会」設置
平成4年 (1992)			<ul style="list-style-type: none"> ●懇話会「男女共同参画型社会の構築を目指して」提言 ●「広島県女性プラン(第一次改定)」策定 ●「女性問題行政連絡協議会」を「女性問題行政推進協議会」に機能強化
平成5年 (1993)	<ul style="list-style-type: none"> ●「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」(パートタイム労働法)公布、施行 	
平成6年 (1994)	<ul style="list-style-type: none"> ●国際人口開発会議開催(カイロ) ●1995(平成7)年から2004(平成16)年までを「人権教育のための国連十年」と採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画室」、「男女共同参画審議会」(政令)設置(「婦人問題担当室」、「婦人問題企画推進有識者会議」廃止) ●「男女共同参画推進本部」設置(「婦人問題企画推進本部」改組) 	<ul style="list-style-type: none"> ●「広島県婦人総合センター」を「広島県女性総合センター」に名称変更
平成7年 (1995)	<ul style="list-style-type: none"> ●第4回世界女性会議及びNGOフォーラム開催(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択 	<ul style="list-style-type: none"> ●「育児休業法」を改正し、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」(育児・介護休業法)公布、一部施行、全面施行(平成11年) ●ILO156号条約(家族的責任を有する労働者条約)批准 	
平成8年 (1996)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会「男女共同参画ビジョン」答申 ●「男女共同参画2000年プラン」策定 	
平成9年 (1997)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画審議会」(法律)設置 ●「男女雇用機会均等法」を改正し、「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」(改正「男女雇用機会均等法」)公布、一部施行(母性保護に関する規定、平成10年)、全面施行(募集等における女性差別の禁止等、平成11年) ●「労働基準法」改正、一部施行(母性保護に関する規定、平成10年)、全面施行(女性労働者の時間外等の規制の解消、平成11年) ●「育児・介護休業法」改正、施行(育児等を行う労働者の深夜業の制限創設、平成11年) ●「人権教育のための国連十年」に関する国内行動計画策定 ●「介護保険法」公布、施行(平成12年) 	
平成10年 (1998)		<ul style="list-style-type: none"> ●男女共同参画審議会「男女共同参画社会基本法について-男女共同参画社会を形成するための基礎的条件づくり-」答申 	<ul style="list-style-type: none"> ●懇話会「21世紀への男女共同参画社会づくりのために」提言 ●「広島県男女共同参画プラン」策定 ●「青少年女性課男女共同参画推進班」設置 (「青少年女性課女性係」改組) ●「広島県男女共同参画推進本部」設置
平成11年 (1999)		<ul style="list-style-type: none"> ●「男女共同参画社会基本法」公布、施行 	<ul style="list-style-type: none"> ●「広島県男女共同参画懇話会」設置

年	国際機関等	国	広島県
平成 12 年 (2000)	●国連特別総会「女性 2000 年会議」開催 (ニューヨーク) 「政治宣言」, 「成果文書」採択	●「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布, 施行 ●男女共同参画審議会「男女共同参画基本計画策 定に当たっての基本的な考え方ー21 世紀の最重 要課題ー」答申 ●「男女共同参画基本計画」策定	
平成 13 年 (2001)		●内閣府に「男女共同参画会議」, 「男女共同参画 局」設置 ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する法律」(DV 防止法)公布, 一部施行, 全 面施行(平成 14 年) ●「育児・介護休業法」改正, 一部施行(育児休業 の取得等を理由とする不利益取扱い禁止等), 全面施行(育児等を行う労働者の時間外労働の 制限等, 平成 14 年)	●「男女共同参画推進室」設置(「青少年女性課男 女共同参画推進班」改組) ●懇話会「男女共同参画に関する条例制定に向け ての基本的な考え方について」提言 ●「広島県男女共同参画推進条例」公布, 施行 (平成 14 年)
平成 14 年 (2002)			●「広島県男女共同参画審議会」設置 ●審議会に「広島県の男女共同参画の推進に関す る基本的な計画に盛り込むべき事項」諮問 ●審議会答申
平成 15 年 (2003)		●「次世代育成支援対策推進法」公布, 一部施行, 全面施行(平成 17 年)[平成 27 年 3 月までの 時限立法] ●「少子化社会対策基本法」公布, 施行	●「広島県男女共同参画基本計画」策定
平成 16 年 (2004)		●「DV 防止法」改正, 施行(配偶者からの暴力の 定義の拡大等) ●「育児・介護休業法」改正, 施行(育児等休業 取得対象者の拡大等, 平成 17 年)	
平成 17 年 (2005)	●第 49 回国連婦人の地位委員会開催(国連「北 京+10」世界閣僚級会合, ニューヨーク) 宣言文採択	●男女共同参画会議「男女共同参画基本計画改 定に当たっての基本的な考え方ー男女がともに 輝く社会へー」答申 ●「男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定	●審議会に「広島県男女共同参画基本計画(改定) に盛り込むべき事項」諮問 ●審議会答申
平成 18 年 (2006)		●「男女雇用機会均等法」の改正, 施行(性差別禁 止の範囲の拡大等, 平成 19 年)	●「広島県男女共同参画基本計画(第 2 次)」策定 ●「人権・男女共同参画室」設置(「男女共同参画 推進室」改組) ●「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に 関する基本計画」策定
平成 19 年 (2007)		●「パートタイム労働法」の改正, 一部施行(事業 主等支援の整備), 全面施行(労働条件の文書 交付・説明義務等, 平成 20 年) ●「DV 防止法」の改正, 施行(保護命令制度の拡 充等, 平成 20 年) ●「仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス) 憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行 動指針」策定	
平成 20 年 (2008)		●「次世代育成支援対策推進法」の改正, 一部施 行(行動計画の公表及び従業員への周知の義務 化, 平成 21 年), 全面施行(行動計画届出義務 企業の拡大, 平成 23 年)	●「人権男女共同参画課」設置(「人権・男女共同 参画室」改組)
平成 21 年 (2009)		●「育児・介護休業法」の改正, 一部施行(公表・ 過料・紛争解決援助制度, 平成 21 年), 全面施行 (育児等休業取得対象者の拡大等, 平成 22 年)	
平成 22 年 (2010)	●第 54 回国連婦人の地位委員会開催(国連「北 京+15」記念会合, ニューヨーク) 宣言文採択	●第 3 次男女共同参画基本計画策定に当たっての 基本的な考え方(答申) ●「男女共同参画基本計画(第 3 次)」策定	●審議会に「広島県男女共同参画基本計画(第 3 次)に盛り込むべき事項」諮問 ●審議会答申

7 用語索引

	ページ
■ ア行	
育児・介護休業法	17
インターンシップ	28
エソールひろしま大学	21
NGO	24
NPO	15
延長保育	17
■ カ行	
家族経営協定	19
グループホーム・ケアホーム	35
元気高齢者	35
■ サ行	
在宅ワーク	18
次世代育成支援対策推進法	17
周産期	33
住民自治組織	22
集落法人	20
小規模多機能型居宅介護	35
情報教育	27
審議会等	15
セクシュアル・ハラスメント	32
積極的改善措置(ポジティブ・アクション)	15
■ タ行	
男女雇用機会均等法	15
地域子育て支援拠点	31
DV防止法	36
■ ナ行	
二次保健医療圏	33
認知症対応型共同生活介護	35
農業委員	19
■ ハ行	
パートタイム労働法	18
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画	36
広島県障害者プラン	35
広島県女性総合センター	23
ひろしま高齢者プラン	35
病児・病後児保育	17
ファミリー・サポート・センター	17
放課後児童クラブ	17
■ マ行	
みんなで育てるこども夢プラン	31
■ ヤ行	
ユニバーサルデザイン	20
■ ラ行	
労働基準法	15
労働者派遣法	18
労働力率	17
6次産業化	20

**広島県男女共同参画基本計画(第3次)
いっしょにあした創り**

編集・発行

広島県(環境県民局人権男女共同参画課)
〒730-8511 広島市中区基町10番52号
電話 082-228-2111(代表)
<http://www.pref.hiroshima.lg.jp/>

広島県男女共同参画基本計画(第3次)

